

食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

○化学物質

カナダ保健省(Health Canada)、化学物質スクリーニング評価 Batch6、Batch8、Batch11 に関する最終決定を公表

公表日：2011/09/10 情報源：カナダ保健省 (Health Canada)

<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2011/2011-09-10/html/sup1-eng.html>

カナダ保健省(Health Canada)は9月10日、化学物質スクリーニング評価 Batch6、Batch8、Batch11^(※1)に含まれる21物質に関する最終決定を公表した。21物質のうち、食品からの暴露の可能性があり、有害であると評価された物質はアジピン酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHA)^(※2)である。

DEHAは、カナダの環境保護法1999^(※3)の第71条の規定に基づく調査結果によれば、カナダで1,000～10,000トン程度製造され、約250トンが輸入されている(2006年)。DEHAは軟質ビニル系樹脂の可塑剤として使用され、軟質ポリ塩化ビニル製食品パッケージ(ラップフィルム)の可塑剤として使用される可能性がある。カナダの一般消費者は、主に環境媒体、食品(食品パッケージから食品への移行の結果)及び消費財(化粧品、ハンドクリーナー等)を通じてDEHAに暴露していると考えられる。

DEHAについては、国際機関により発がん性の可能性に関して分類が行われたため、このスクリーニング評価では健康への影響が評価された。中及び高投与量で雌マウスに肝臓がんが観察されたが、ラットでは観察されなかった。提案された発がん作用機序(mode)は、ヒトには生じないと考えられた。そのため、観察されたがんは、ヒト及び健康リスク判定(characterization)に対して限定された関連性しかないと考えられた。また、発がん作用機序について十分解明されていないが、遺伝毒性に関する入手可能な情報から、DEHAは遺伝毒性はないであろうということが示された。DEHAのヒトの健康へのリスク判定に重要な影響は、発達毒性である。カナダにおける推定暴露量と発達影響の臨界影響量(critical effect levels)との比較、暴露及び健康影響に関するデータベースに不確実性があることを考慮すると、化粧品などの使用によるDEHAへの暴露マージンは不十分であることが考えられる。推定暴露量と臨界影響量との間のマージンが不十分である可能性を基に、DEHAはヒトの生活や健康に危険を及ぼす若しくは及ぼす可能性のある量、濃度若しくは条件で環境に排出される又は排出される可能性があるという結論に至った。

それゆえ、上記の評価結果を総合すると、DEHAはカナダ環境保護法1999の第64条で設定された基準を満たすと結論づけられ、DEHAをカナダ環境保護法1999のスケジュール1^(※1)に追加することを提案した。

(※1)Batch

カナダ環境保護法1999(※3を参照)のもと、2006年12月8日にカナダ首相、環境大臣及び保健大臣は、ヒトの健康及び環境に有害な化学物質を規制する「チャレンジ」と名付けた新たな化学物質管理計画を公表した。このチャレンジに基づき、約200の最優先物質がバッチ1から12までのグループに分類された。評価が順次実施され有害物質と評価された物質は、カナダ環境保護法1999のスケジュール1(有害物質のリスト)に追加される。

今回のBatch6、Batch8、Batch11に含まれる21物質については、2010年10月2日付けでスクリーニング評価の結果を公表している。

(※2)アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHA)

アジピン酸と2-エチルヘキサノールとのエステル化により製造する。無色又は非常に薄い琥珀色の液体。塩化ビニル樹脂の可塑剤(レザー、フィルム、シート、ホース、靴、工業用手袋)、合成ゴムの軟化剤(ホース、シール剤)、合成潤滑剤(基油、添加剤)として用いられている。

(※3)カナダ環境保護法(CEPA)

CEPAは1988年6月に制定され、その後国内物質リストを整備して1994年7月から新規物質届出制度が施行された。1999年4月にこの法律を大幅に改正し、「1999年カナダ環境保護法(CEPA1999)」とし、2000年3月から施行された。改正新法の一般原則は、持続可能な開発、汚染防止、予防原則、生物多様性への脅威の除去に重点を置くことである。また、有害化学物質の管理について、カナダ国内に流通する2万強の既存化学物質の有害性評価及び内分泌かく乱化学物質の調査研究を政府が実施すること、大気・水質汚染防止対策の強化等が改正内容として盛り込まれている。

○関連情報（海外）

国際がん研究機関(IARC) : IARC Monographs Vo. 77

IARCの評価ではDEHAはグループ3(ヒトに対する発がん性について分類できない)に分類されている。

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol77/mono77-7.pdf>

○関連情報（国内）

環境省：化学物質の環境リスク評価 第2巻

動物実験結果より設定された無毒性量等と予測最大量から求めたMOE (Margin of Exposure) により、経口暴露による健康リスクについては現時点では作業は必要ないと考えられる。

<http://www.env.go.jp/chemi/report/h15-01/pdf/chap01/02-2/02.pdf>

経済産業省：「内分泌かく乱作用を有すると疑われる」と指摘された化学物質の個別物質有害性評価書について

本物質については、内分泌かく乱作用を有する可能性は低いと考えられる。本物質の初期リスク評価は現在進められており、現時点で、新たな調査に着手する必要性は低いと考えられる。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/sonota/endocrine/diethylhexyl%20adipate.pdf

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。

○微生物

欧州疾病予防管理センター(ECDC)、エジプトにおけるA(H5N1)高病原性鳥インフルエンザ及び欧州の公衆衛生面への関与の評価を公表

公表日：2011/09/15 情報源：欧州疾病予防管理センター(ECDC)

http://www.ecdc.europa.eu/en/press/news/Lists/News/ECDC_DispForm.aspx?List=32e43ee8%2D230%2D4424%2Da783%2D85742124029a&ID=485&RootFolder=%2Fen%2Fpress%2Fnews%2FLists%2FNews

欧州疾病予防管理センター(ECDC)は9月15日、エジプトにおけるA(H5N1)高病原性鳥インフルエンザ及び欧州の公衆衛生面への関与の評価を公表した。

エジプトでは、鳥類とヒトにA(H5N1)高病原性鳥インフルエンザ感染が絶えず発生している。そのため現在、欧州における公衆衛生への影響の点から、エジプトの家きん類に継続発生している集団感染の監視における獣医学的管理方策は不十分、との懸念が生じている。

しかし、ECDCは緊急リスク評価のなかで、A(H5N1)ウイルス感染に関連するヒトの疾病及び死亡のパターンに有意な変化が生じた証拠はないこと、またエジプトにおいてウイルスがヒトに適合したことを支持する疫学データ及び分析結果はないとの結論を出している。ある限られたウイルス学的分析の結果では、A(H5N1)パンデミック株が出現するリスクはエジプトが他国に比べて高いとするものが出ているが、これらの分析から引き出された結果の解釈は難しい。

エジプトでのヒトの初症例は2006年であった。エジプトにA(H5N1)パンデミックウイルスが出現しているリスクは排除できない上、5年以上にわたり、家きん間及びヒトにおいて伝播が継続していることは気掛かりである。エジプトが欧州連合(EU)/欧州経済領域(EEA)諸国に近接していることで、もしパンデミック株が出現すれば欧州へ急速に広まると想定されることから、懸念はさらに高まっている。リスク上昇となる証拠はないが、ヒト及び動物衛生面の懸念の点でエジプトの獣医学的管理方策は強化されるべきである。

A(H5N1)患者クラスターの規模拡大、ウイルス動態、エジプトのように家きん類にウイルスの定着が確認されている国の周辺国の患者については常に警戒しておくべきである。

当該評価書(英文5ページ)は以下のURLから入手可能。

http://www.ecdc.europa.eu/en/publications/Publications/110915_TER_Rapid_risk_assessment_AH5N1_Egypt.pdf

○関連情報（海外）

国際連合食糧農業機関(FAO)：鳥インフルエンザに対する注意喚起(2011年8月29日付け)

アジア及び周辺地域に流行している H5N1 鳥インフルエンザウイルスに変異株が出現している。

<http://www.fao.org/news/story/en/item/87196/icode/>

世界保健機関(WHO)：プレスリリース「H5N1 鳥インフルエンザウイルスの進化は公衆衛生リスク増加とはならない」(2011年8月30日付け)

ウイルスは常に進化しており、アジアの一部で家きん類に流行している変異型ウイルスが公衆衛生上のリスクを高めることはない。

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/avian_influenza/h5n1-2011_08_30/en/index.html

欧州疾病予防管理センター(ECDC)：緊急評価書「H5N1 高病原性鳥インフルエンザ復活の可能性」(2011年9月1日付け)

現在一部の国で見られる H5N1 ウイルスの進化によるヒトの健康影響リスクは極めて低い。

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/avian_influenza/h5n1-2011_08_30/en/index.html

○関連情報（国内）

食品安全委員会：鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えています。

- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること

http://www.fsc.go.jp/osirase/tori/tori_iinkai_kangaekata.pdf

食品安全委員会：鳥インフルエンザについて

<http://www.fsc.go.jp/sonota/tori1603.html>

厚生労働省：鳥インフルエンザ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou02/index.html>

農林水産省：高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために

海外に目を転じますと、わが国周辺の韓国、北朝鮮、中国、モンゴルのほか東南アジア、南西アジア、中東、ヨーロッパ、アフリカ、北米など、世界各地で発生が認められる。

鳥インフルエンザの感染経路については、海外からの侵入は渡り鳥により、鶏舎への侵入は野鳥や野生動物によるものと思われます。こうした野鳥等が鶏舎内に侵入しない工夫・対策をとることが重要です。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/hpai_booklet.pdf

農林水産省：鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。

○その他

欧州食品安全機関（EFSA）、危機シミュレーション訓練報告書を公表

公表日：2011/09/21 情報源：欧州食品安全機関（EFSA）

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/192e.htm>

欧州食品安全機関（EFSA）は9月21日、第4回危機シミュレーション訓練報告書を公表した。リスクへの備えの向上の一環として、EFSAは第4回危機シミュレーション訓練を実施した。この訓練には、飼料・食料チェーンを汚染する新規バイオハザードに取り組む最善の方法を明らかにするために主要な関係機関が数多く参加した。

当訓練の目的は、EFSAが情報管理、情報交換手順、記録保管を習熟できるようにすることである。訓練では、EU内の飼料・食料が新規病原性サルモネラ属菌株で汚染されて発生した事態が拡大中であるというシナリオを用いた。

今回の訓練で明らかにされた主な問題点として、以下の3点が挙げられた。

- (1) EFSAの記録及び監査作業を強化するための記録管理ツール及び関連手順の更なる改良の必要性
- (2) 内部での/外部との情報交換の調整強化の必要性
- (3) EFSAが弾力的な対応体制を確保できるように、長官及びリスク評価部門長の不在時に代理を務められる上級職員をさらに特定しておく必要性

さらに、EFSAは引き続き危機対応プログラムに多くの関係諸機関を組み入れて関係を強化し、手順が必ずしも明確にされたり理解されたりしていない部分を明らかにし、議論の俎上に載せるべきと結んでいる。

当該訓練報告書(英文32ページ)は以下のURLから入手可能。

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/doc/192e.pdf>

○関連情報（海外）

欧州食品安全機関（EFSA）：緊急事態想定演習におけるEFSAの情報伝達能力を評価した報告書を公表

緊急事態想定演習におけるEFSAの情報伝達能力をスウェーデン国立国防大学(Swedish National Defence College)が評価している。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/41e.pdf>

欧州食品安全機関（EFSA）：食品・飼料に関する危機管理基本計画

http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2004/l_212/l_21220040612en00600068.pdf

○関連情報（国内）

食品安全委員会：平成22年度緊急時対応訓練実施報告書

確認訓練

緊急時対応マニュアルに基づく対応について、委員会内の共通理解を得るとともにその実効性を検証することを目的として確認訓練を行った。

日時：平成23年3月1日（火）

危害因子 農薬（メタミドホス）／対象食品 輸入農産物（米）

平成22年度緊急時対応訓練における結果の検証 課題

・キーパーソンとなる事務局長や情報・緊急時対応課長等は外出する機会が想定されることから、代理となる者を明確化する必要がある。等

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20110915sfc&fileId=110>

食品安全委員会：食品安全委員会緊急時対応指針（修正案）

（3）夜間休日を含む情報連絡体制の確立（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施）

（4）夜間休日を含む消費者庁及びリスク管理機関との情報連絡体制の整備

<委員会、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口>

- ・内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ・消費者庁消費者安全課
- ・厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ・農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ・環境省水・大気環境局土壌環境課

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20110902em1&fileId=320>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。